

大和市公告第112号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により、大和農業振興地域整備計画の変更案を次の通り公衆の縦覧に供する。

なお、当該大和農業振興地域整備計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。同変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内にこれを申し出ることができる。

令和5年12月19日

大和市長 古谷田 力

1 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市環境施設農政部農政課（大和市役所本庁舎4階）

2 縦覧期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月18日（木）まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日（水）から令和6年1月3日（水）までの期間を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。